

静岡県小規模企業 経営力向上事業費補助金(第2回)

説明会のご案内

★ 小規模企業経営力向上事業費補助金とは

「新たな需要の開拓」又は「生産性の向上」を目指して行う工夫・改善による申請事業所にとっての新たな取組に要する経費を助成するための補助金です。

(1) 補助金概要

対象者	(1) 製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊業、娯楽業） その他の業種（(2)を除く）：従業員数20名以下 (2) 卸売業、サービス業（宿泊業、娯楽業除く）、小売業：従業員数5名以下 ※ 既に経営革新計画承認済み企業を除く（先代が取得し事業承継している場合は対象）	
申請期間	令和元年8月1日(木)～9月10日(火)【必着】	上限は50万
補助率	補助対象経費(消費税除く)に対して2/3	
対象経費	開発費、機械装置等費(ITソフトウェア含む)、広報費、委託費他	
補助対象要件	①自社がこれまでに行っていないもの又は既存のものを大幅に改善するもの ②新たな需要の開拓又は生産性の向上を目指して行うもの ③経営革新計画の承認取得を目指す3年間の経営ビジョンを策定した上で行うもの ※ 国、県、市町等による補助事業又は委託事業と内容が重複するものは不可	
取組の例	業種	具体例
	サービス業	・新サービス開始(レストランがケータリング)時や新分野参入(美容院がネイルアート)時の機材、什器、メニュー表作成など
	小売業	・新販売方法(通信販売参入)や新商品群の取扱い(書店が雑貨を販売)開始時のシステム料、店舗・空間デザインなど
製造業	・新製造手法の導入や新分野参入(部品メーカーが健康グッズ)時の新規設備導入費、試作委託費、試作材料費など	

(2) 開催日時及び会場

①説明会 **8月26日**(月) 16:00～17:30

参加費無料

②会場 富士宮商工会議所（豊町18-5）

③補助金詳細 「静岡県 経営力向上補助金」で検索 ※申請書・手引きを確認できます

経営力向上事業費補助金 説明会 参加申込書

事業所名		氏名	
電話		F a x	

【FAX番号】0544-26-0303

【問合せ】0544-26-3101 担当 石塚